

質問に対する回答書について

工事名) 秋田自動車道 相野々橋 (PC上部工) 工事

質問事項と回答

番号	質 問	回 答
1	特記仕様書 P35 26-16 率計上工事について、(3) 種別に『単価表の番号 (1~44) の金額の合計に 9%を乗じた金額相当の率計上工事をいう』と記載がありますが、これは下記のどちらでお考えでしょうか、ご教示願います。 ①単価表の番号 (1~44) の割掛項目金額も含んだ合計金額に 9%を乗じた金額を計上する ②単価表の番号 (1~44) の割掛項目金額を含まない合計金額に 9%を乗じた金額を計上する	令和 8 年 6 月 29 日掲載「質問に対する回答について⑩」質問番号 3 に対する回答のとおりです。
2	発注図面 P133~136 本橋梁の壁高欄施工時には『高欄作業車』を利用して施工すると思われませんが、どの単価項目に計上すれば宜しいでしょうか。計上する場合、高欄作業車の『使用日数および使用台数』もご開示願います。もし、当初積算時に計上していなければ契約後協議と考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。	積算に関する質問にはお答えできません。貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	発注図面 P169~170 設計図面 (上部工 : 169/229、170/229) を拝見したところ、ポストスライド工が含まれていると認識しております。つきましては、A1 橋台のポストスライド工は項目 (支承 E-1)、A2 橋台のポストスライド工は項目 (支承 E-6) にそれぞれ計上するという理解でよろしいでしょうか。	特記仕様書 2 6 - 5 支承 (1) 支承の区分に記載のとおり、ポストスライドに要する費用は関連する単価項目に含まれます。